

議 事 録

平成28年第4回定例会

[初 日]

平成28年12月5日(月)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>町民憲章の朗読を行いますので、ご起立のうえお願いいたします。</p> <p>本文のみ読み上げますので、ご唱和をお願いいたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成28年第4回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:02)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番 山本久矢議員及び10番 川上康男議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月5日から14日までの10日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月14日までの10日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成28年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、筑前町の今年の秋の話題を3点あげたいと思います。</p> <p>最初に、ワラ・ゴジラです。どーんとかがし祭りにおけるワラ・ゴジラの完成は、町を全国に発信する機会となり、町の知名度の向上と県内外から多くの方の来場に繋がりました。何げない田んぼで何でもない藁から創作された人々を魅了する芸術作品です。このゴジラ製作で、住民協働、手作り、コンプライアンス等、多くのことを学んだところです。</p> <p>次に、福岡県市町村対抗駅伝での町村の部優勝です。スポーツ部門を有するような企業もない本町で、町民ランナーが疾走し元気な筑前町を大いにアピールしました。</p> <p>3番目に、県知事の本町訪問であります。11月14日の午後、約6時間、中牟田小学校での子どもとの給食をはじめ、みなみの里、平和記念館、ワラ・ゴジラ、多目</p>

的運動広場、少年大使館等を視察され、多くの町民と意見を交換されました。

市町村対抗駅伝で活躍されたママさんランナー、またみなみの里のまき焚きご飯の70代の女性、クロダマルの六次化に取り組む農家の女性、ワラ・ゴジラ製作者、記念館で97式戦闘機を英語で説明する中学生など、多くの住民と懇談されました。

知事からは、「筑前町はやすらぎの中に活気を感じる良い町です。食と平和、教育という目標が鮮明で分かりやすい、県もしっかり応援します。」とのことでした。

そして、5年に一度の国勢調査人口が確定いたしました。2万9,306人、地方交付税等の基礎数値となります。合併時から減少していた人口が、わずかではありますが増加に転じました。人口減少社会の中で増加することは町の活力であり、民間の投資を呼び込む力になります。「福岡県筑前町に人あり」を改めて実感した、実り多き収穫の秋であったと思います。

それでは、本日提案します議案等10件の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いたします。

議案第51号 財産の取得につきましては、筑前町図書システム構築事業に係る備品を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第52号 筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、筑前町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第53号 筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第54号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、湯の谷ため池整備事業を実施するにあたり、関係受益者に対する負担軽減を図るため、筑前町分担金徴収条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第55号 筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、多目的運動公園の多目的運動広場照明使用料、野球場使用料及び野球場照明料を徴収することに伴い、筑前町都市公園条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第56号 平成28年度筑前町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正額2億2,941万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ137億975万1,000円とするものです。

主な補正内容としましては、

消費税率の引き上げによる影響を緩和することを目的として支給する『経済対策臨時福祉給付金 1億147万7,000円』

前年度分の国県負担金補助金の返還及び障害児給付について、当初の見込みより利用者が増加したことによる『障害者自立支援給付費事業 3,113万5,000円』

国のTPP対策補正予算により、両筑第2地区が補助対象となったため事業を追加することによる『両筑平野用水事業事務 1,949万4,000円』

などを追加するものです。

議案第57号 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額882万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれ

	<p>ぞれ42億9,270万1,000円とするものです。</p> <p>議案第58号 平成28年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額830万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3億4,130万6,000円とするものです。</p> <p>議案第59号 平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額165万円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億6,970万8,000円とするものです。</p> <p>議案第60号 平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額1,110万円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12億5,649万3,000円とするものです。</p> <p>以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。よろしくお願いたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4～ 日程第13	
議長	<p>会議規則第35条の規定により日程第4から日程第13までを、一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第4、議案第51号から日程第13、議案第60号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは順次、議案の説明を求めます。</p> <p>議案第51号。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>それでは、議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第51号「財産の取得について」</p> <p>次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めます。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>提出理由につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>取得する財産につきましては、デスクトップ型パソコン28台、ノート型パソコン8台、プリンター8台、その他周辺機器一式となっております。</p> <p>取得価格につきましては、1,155万6,000円でございます。</p> <p>契約の相手方につきましては、福岡市博多区東比恵3丁目1番2号、株式会社 富士通マーケティング九州支社、支社長 夏堀隆善。</p> <p>納期限に來ましては、平成29年1月6日でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>4ページに入札の結果を載せております。</p> <p>株式会社 富士通マーケティング九州支社が第1回の入札で落札し、落札率は97.4%でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	税務課長
税務課長	それでは、議案書の5ページをお開きください。

議案第52号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長から冒頭に説明されましたので省略いたします。

次のページ、6ページをご覧ください。

今回の改正は、本則第18条の3から第91条及び附則6条から終わりの5条まで、全体30ページにわたっておりますが、その改正内容につきまして、追条ごと要点のみ簡潔に説明させていただきます。

6ページの1条、第18条の3、納税証明事項の改正については、現行の「軽自動車税」の字句を、「種別割」に名称変更することの規定整備であります。

6ページから13ページの第19条、第34条、第48条、第50条については、納期限後に納付し、又は納入する税金に係る延滞金で、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算されたことに伴う納付など、4条の所要の規定整備であります。

戻りまして7ページの、第34条の4の改正については、法人税の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う所要の規定整備で、消費税10%時の地域間の税源の遍在性を是正することに倣い、税率を引き下げに沿わせて10.6%から8.4%へと改正をするものであります。

条例で定めるこの項目は、特例措置の実施延長を平成31年10月1日からと変更する予定であります。

進みまして13ページ、中段の第80条の改正については、軽自動車税の納税義務者を軽自動車の取得者に環境性能割によって規定し、所有者に種別割によって課することの規定を整備するものであります。

14ページの第81条の2は、条例において規定することとされている日本赤十字社の所有する軽自動車の非課税の範囲の規定であります。

14ページから15ページの第81条の3から同条の8までは、環境性能割の各種規定であり、第81条の9は、軽自動車のみならず課税を改正したものです。

条例で定めるこの6項目は、特例措置の実施延長を平成31年10月1日まで変更する予定であります。

次に、16ページから20ページの第82条から第91条の改正については、法律改正にあわせて、現行8項目の「軽自動車税」の字句を「種別割」に変更することの規定整備であります。

20ページから21ページの下段の附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費所得控除の特例の新設であります。

21ページから22ページで、附則第15条の2から同条の6の改正については、軽自動車税の環境性能割の各種規定であります。条例で定めるこの新設5項目は、特例措置の実施延長を平成31年10月1日からと変更する予定であります。

22ページの附則第16条の改正については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過の1年延長及び環境性能割3段階の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する所要の規定整備であります。

24ページから27ページの2条でございます。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の新設であります。

27ページから31ページの附則第20条の3の改正については、附則第20条の2の新設に伴う条のずれであります。

31ページから33ページの3条です。

	<p>附則第6条の改正については、法律改正にあわせて現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの各種規定の整備であります。</p> <p>33ページから34ページの4条でございます。</p> <p>第5条第7項の改正については、町たばこ税に関する経過措置、特例税率の廃止における延滞金関係一部の申告書式を削除する改正規定の整備であります。</p> <p>以上、第1条の本則、第18条の3から第91条まで、及び附則第6条から附則第5条を含めて、ほとんどが軽自動車税関連でございますが、34条にわたり改正をしているところでございます。</p> <p>議案書の34ページをお開きください。</p> <p>下段のところでございます。この改正条例は、附則で謳っておりますように、平成29年4月1日から施行するものであります。詳細な改正内容につきましては、先日議員に配布いたしております筑前町税条例等の一部改正についての概要などをご覧いただき、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、議案第52号、筑前町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の36ページをお願いいたします。</p> <p>議案第53号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでありますので省略をいたします。</p> <p>37ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、所得税法などの関係法令の改正により、住民税の課税の特例として、特例適用利子等及び特例適用配当等が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得につきましては、従来どおり特例適用利子等及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるために、規定の整備を行うものであります。</p> <p>なお、17条の特例適用利子等及び18条の特例適用配当等につきましては、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得にかかわる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得のことでございます。</p> <p>附則第1条、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。平成29年1月1日の施行となります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>議案書40ページをお願いいたします。</p> <p>議案第54号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>41ページをお願いいたします。</p> <p>附則第9項において、平成28年度湯の谷ため池整備事業について、受益者の負担率を12%とし負担軽減を図ろうとするものでございます。</p> <p>なお、この事業につきましては昨年度から実施をしております、引き続き残りの部分の浚渫工事などを行い、本年度事業完了を予定しておりますところでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	生涯学習課長

生涯学習課長	<p>議案書の42ページをお願いいたします。</p> <p>議案第55号「筑前町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長の提案理由と同じでございますので省略させていただきます。</p> <p>43ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町都市公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>来年3月に広場照明及び野球場照明が完成するに伴いまして、その使用料を定めるものでございます。</p> <p>表の説明については、省略させていただきます。</p> <p>来年4月からの施行と考えております。以上でございます。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>それでは、議案書の45ページをお願いいたします。</p> <p>議案第56号「平成28年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について」平成28年度筑前町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊のですね、平成28年度一般会計補正予算（第4号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>平成28年度筑前町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,941万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ137億975万1,000円とするものでございます。</p> <p>地方債の補正につきましては、6ページの第2表のとおりでございます。公共事業等債720万円の増額補正でございます。</p> <p>7ページ、8ページ、総括表でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>補正額の財源の内訳でございます。右のほうでございます。</p> <p>国県支出金1億2,569万5,000円、それから、地方債720万円、その他基金、災害復旧分担金996万2,000円、一般財源8,655万7,000円でございます。</p> <p>歳出のほうから主なものを説明したいと思います。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>12ページ、2款1項総務管理費でございます。</p> <p>13目多目的運動広場整備等基金費につきましては、国有提供施設等所在市町村交付金の確定によるものでございます。積立金271万7,000円でございます。</p> <p>それから、15目ふるさと応援基金につきましては、寄付の増加を見込んだ積立金500万円でございます。</p> <p>それから、19目企画費につきましては、ふるさと応援基金の増によりまして、返礼品や手数料の増がございます。313万1,000円でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>13ページ、21目行政情報処理費につきましては、自治体情報のセキュリティ強化を図る業務委託616万3,000円でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項社会福祉費でございます。</p> <p>5目老人福祉費につきましては、保護対象者が増えたことによる高齢者虐待防止等緊急支援事業委託料281万6,000円、それから、後期高齢者医療療養給付費負担金1,314万9,000円でございます。</p>

	<p>6目障害者福祉費につきましては、利用者が増えたことによる自立支援給付費1,871万5,000円、それから、前年度の国県負担金の返還金1,242万円でございます。</p> <p>11目臨時福祉給付金につきましては、消費税の引き上げによる影響を緩和するための経済対策給付金1億147万7,000円でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>4款2項清掃費でございます。</p> <p>2目塵芥し尿処理費につきましては、サン・ポートの負担金の増によりまして644万3,000円増額となっております。</p> <p>それから、5款1項農業費でございます。</p> <p>5目農地費につきましては、国のTPP対策補正による県営二期事業費の負担金1,949万4,000円でございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。都市計画費でございます。</p> <p>7款4項都市計画費、3目国交省公園事業費につきましては、多目的運動公園開園に伴います落成式等の費用188万5,000円でございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>10款災害復旧費でございます。</p> <p>9月の18日の台風16号によります災害復旧箇所12カ所の復旧費でございます。総額1,384万円でございます。</p> <p>それから、歳入につきましても説明いたします。主なものを説明いたします。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>6款地方消費税交付金でございます。2,076万7,000円でございます。見込みによる一般財源の増でございます。</p> <p>9款国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。いわゆる基地交付金でございます。決定によるものでございます。271万7,000円でございます。</p> <p>それから、10款地方特例交付金726万4,000円、これも交付決定によるものでございます。</p> <p>13款分担金及び負担金につきましては、農林水産費分担金と災害復旧費分担金409万8,000円でございます。</p> <p>それから、15款国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費等負担金、未熟児養育医療費過年度精算金946万6,000円でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>15款2項国庫補助金でございます。経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金等1億166万円でございます。</p> <p>それから、16款1項県負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金467万8,000円でございます。</p> <p>16款2項県補助金につきましては、子ども医療費過年度精算金127万7,000円、それから、農村環境整備事業補助金861万4,000円でございます。</p> <p>18款1項寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金等ですね、514万の増を見込んでおります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の46ページをお願いいたします。</p> <p>議案第57号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり</p>

提出する。

本日付け、町長名でございます。

別冊の28年度国保特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

1ページをお願いします。

平成28年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ882万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,270万1,000円とするものです。

それでは、内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目の一般管理費は、4月人事異動後の職員人件費の確定によるものです。

2款1項1目は、補助金確定による財源の変更です。

2款2項は高額療養費であります。1目の一般被保険者、2目の退職被保険者とも当初見込みより増加していることにより増額補正をするものです。

3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、8ページの6款介護納付金は、今年度の納付額が確定したことによる補正です。3つとも減額補正となります。

7款1項1目は、高額医療費共同事業に対する拠出金ですが、事業を実施しております国保連合会による今年度の決算見込みが示されたことによる増額の補正です。

11款1項3目の償還金につきましては、27年度分療養給付費負担金などの確定により、超過交付分を返還するものでございます。

次に6ページ、歳入でございますが、3款1項1目の療養給付費等負担金につきましては、歳出補正予算の後期高齢者支援金、介護納付金の減額に伴い減額補正するものです。

3款2項2目の災害臨時特例補助金は、東日本大震災被災者に対する一部負担金免除の特例措置に対する補助金の交付が見込まれたことによる補正であります。

4款の療養給付費交付金は27年度分確定により、その不足分が交付されるものです。

7款の高額医療費共同事業交付金は、歳出補正予算の拠出金と同様に国保連合会の決算見込みにより補正をするものです。

9款の一般会計繰入金につきましては、職員給の減額補正に伴い同額を減額をするものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第58号「平成28年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

平成28年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

本日付け、町長名でございます。

別冊の28年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

	<p>ところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ830万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,130万6,000円とするものです。</p> <p>内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>歳出です。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料を町で徴収をし、広域連合に納付をしているものでありますが、広域連合による当初見込みよりも保険料収入が増えたことにより増額補正をするものです。</p> <p>次に、6ページ歳入でございますが、1款の後期高齢者保険料につきましては、先ほど説明をいたしました保険料収入の増額補正です。特別徴収、普通徴収分と合わせまして643万円の増額です。</p> <p>5款の繰越金は、出納整理期間中の保険料の納付額分につきましては、翌年度予算で広域連合のほうに納付をすることとなっておりますので、その確定額を増額補正をするものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>それでは、議案書の48ページをお願いいたします。</p> <p>議案第59号「平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算書をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。</p> <p>平成28年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,970万8,000円とする。</p> <p>8ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>事項別明細の説明に入らせていただきます。</p> <p>まずは歳出でございます。</p> <p>1款1項1目農業集落排水施設管理費の3節職員手当につきましては、職員手当等のうち住居手当について増額をするものでございます。</p> <p>続きまして、13節委託料につきましては、委託料のうち浄化センター管理委託料の減に伴います関係で減額するものでございます。</p> <p>続きまして、7ページをお願いいたします。</p> <p>次に、歳入でございます。</p> <p>4款1項1目一般会計繰入金、先ほど述べましたように、委託料の減に伴いまして、繰入金について減額するものでございます。</p> <p>以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。</p> <p>引き続き、議案書49ページをお願いいたします。</p> <p>議案第60号「平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に</p>

	<p>ついて」</p> <p>平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町公共下水道事業特別会計補正予算書をお願いいたします。</p> <p>説明に入らせていただきます。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。</p> <p>平成28年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,649万3,000円とする。</p> <p>第2条、地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものでございます。</p> <p>8ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>事項別明細の説明をいたします。</p> <p>最初に歳出でございます。</p> <p>1款1項1目公共下水道施設管理費、2節の給料及び3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、退職予定者に対して新規職員の1名分を当初計上しておりましたが、実質的には下水道管理に係る職員の配置が1名減となったことに伴いまして、それぞれ減額するものでございます。</p> <p>13節委託料でございます。</p> <p>委託料のうち浄化センター管理委託料の減に伴うものや公営企業会計移行を1年間繰り延べすることによりまして、予定しておりました会計システム導入及び例規整備支援委託料を減額するものでございます。</p> <p>27節公課費でございます。これは消費税分でございます。平成28年9月議会で、平成27年度歳入歳出決算の認定を受けまして、その決算額で消費税申告額を算出しました結果、平成27年度及び平成28年度の消費税がそれぞれ不足となり、増額するものでございます。</p> <p>次に、7ページをお願いいたします。</p> <p>次に、歳入でございます。</p> <p>6款1項1目一般会計繰入金、410万円の減でございます。先ほどご説明申し上げましたように、職員給料等の減によるものでございます。</p> <p>9款1項1目公共下水道事業債、700万円の減でございます。</p> <p>公会計適用債といたしまして見込んでおりました委託料の、公会計システム導入と例規整備支援の減額に伴うものでございまして減額するものでございます。</p> <p>以上で、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第14	
議 長	<p>日程第14 請願第1号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」について、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に負担しましたので報告します。</p>
日程第15	
議 長	<p>日程第15 発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p>

	<p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 田中副議長</p>
田中副議長	<p>それでは、ただ今から発議第5号、提案理由の説明をいたします。 議会提出議案書の7ページをお開きください。 発議第5号は、筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。 上記の議案を別紙のとおり筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出 します。 提出者 田中政浩、賛成者は栗野光雄議員、山本一洋議員、田口讓司議員でありま す。 提案の理由、筑前町議会の常任委員会の再編に伴い、常任委員会の名称、委員の定 数、その所管事項を変更するため、及び議会運営委員会の委員定数を変更するため条 例を改正するものであります。これがこの条例案を提出する理由であります。 8ページをご覧ください。 筑前町議会議員条例の一部を改正する条例。 筑前町議会委員会条例（平成17年筑前町条例第145号）の一部を次のように改 正する。 表の右が現行で、左が改正後でございます。 現在3つの常任委員会がありますが、2つに編成するものです。 第2条第1項、総務常任委員会を総務建設常任委員会に名称を変更し、定数を5人 から8人にします。また所管課を明記します。 第2項、文教厚生常任委員会の名称はそのまま、人数を6人から8人にします。 また所管課を明記します。 第3号は削除します。 第6条第2項、議会運営委員会の定数を4人から5人にします。 附則、この条例は、平成29年2月1日から施行します。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ いて」を、採決します。 発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第5号「筑前町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ いて」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 発議第6号「議会活性化検討特別委員会の委員定数の変更について」 を、議題とします。 議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 木村議員</p>
木村議員	<p>それではただ今から、発議第6号の提案理由の説明をいたします。</p>

	<p>議員提出議案書の10ページをお開きください。</p> <p>発議第6号「議会活性化検討特別委員会の委員定数の変更について」</p> <p>議会活性化検討特別委員会の委員定数を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。</p> <p>提出者 木村博文、賛成者は奥村忠義議員、栗野光雄議員であります。</p> <p>提案の理由、議会活性化検討特別委員会の委員定数を変更する必要があるため、筑前町議会議員条例（平成17年筑前町条例第145号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>議会活性化検討特別委員会の委員定数の変更。</p> <p>議会活性化検討特別委員会の委員定数を次のように変更します。</p> <p>表の右が現行で、左が改正後です。</p> <p>定数を7人から6人にします。</p> <p>なお、この変更は、平成29年2月1日から適用します。</p> <p>最後に、皆様のご賛同を賜りますようお願いしまして、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第6号「議会活性化検討特別委員会の委員定数の変更について」を、採決します。</p> <p>発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第6号「議会活性化検討特別委員会の委員定数の変更について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 発議第7号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を、議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>栗野議員</p>
栗野議員	<p>それではただ今から、発議第7号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の12ページをお開きください。</p> <p>発議第7号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。</p> <p>提出者 栗野光雄、賛成者 梅田美代子議員、福本秀昭議員であります。</p> <p>提案の理由、現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました地方統一選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。</p> <p>住民の代表として議会は、これまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくた</p>

	めには、幅広い層の年代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていか なければならぬと思います。そのためには地方議会議員の年金制度を時代に相応し いものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております ので、この意見書への皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明 を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議員が厚生年金に加入するということになると折半になりますので、行政側が支給 する分が、さっき試算していただいたんですが、750万近くなります。それは町民 の理解を得られるとお考えでしょうか。お尋ねします。
議 長	栗野議員
栗野議員	ただ今、河内議員の質問に対してお答えをいたします。 確かに町の負担は多くなると思いますが、町執行部に相談をしまして、了解を得た いと思いますので、よろしく願いをいたします。
議 長	河内議員
河内議員	今、栗野委員長、今から町執行部にご相談をするようなご答弁でしたが、こうい うのを出す場合には、まず町にも相談をしないとイケないんじゃないかなと思うん ですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
議 長	栗野議員
栗野議員	お答えいたします。 それは、確かに河内議員の指摘のとおり、事前に調整をいたすべきところござい ましたですが、現在いたしておりません。 それで、これから町執行部のほうと話していきたいと思っておりますので、よろしく 願いをいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第7号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を、 採決します。 発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、発議第7号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」 は、原案のとおり可決されました。 なお、発議第7号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ 意見書を提出します。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。 (11:02)